

須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領
(建築工事及び水道施設工事を除く。)

(趣旨)

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、週休2日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%以上の水準の状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日(以下「土日」という。)の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、週休2日を達成しているものとみなす。
- (3) 現場閉所日とは、あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場施工も実施しない日のことをいう。(ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除く)
- (4) 現場施工とは、対象期間(工事着手日から工事完成日までの期間)における、現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいう。
- (5) 現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数を対象期間内の日数で除した割合をいう。
- (6) 休日率とは、対象期間内の休日総数を対象期間内の総日数で除した割合をいう。
- (7) 4週8休とは、通期の週休2日及び月単位の週休2日において、現場閉所率28.5%以上の休日を確保した状態をいう。

(対象工事)

第3条 発注者は、全ての工事(港湾工事、建築工事及び水道施設工事を除く。)を月単位の週休2日制工事の対象として発注することを原則とする。なお、港湾工事については、通期の週休2日制工事の対象として発注することとし、建築工事については、別途定める「須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)」、水道施設工事については、別途定める「須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(水道施設工事編)」によることとする。ただし、現場施工が7日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)については対象外とする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間(月単位の週休2日を実施中に、降雨又は降雪等により休工日が増加し、工期の終盤(最終月)において現場作業を余儀なくされた場合など))は含まない。

(休工日の確保)

第5条 週休2日制モデル工事の休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

- 2 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- 3 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。
- 4 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。
- 5 休工日を振り替える場合は、通期の場合は対象期間内、月単位の場合は同一月内に限る。

(実施方法)

第6条 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制モデル工事の対象である旨を明示(別紙1参照)するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。
- 3 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙2参照)
- 4 週休2日制モデル工事の実施方法については、次のとおりとする。
 - (1) 土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成する。
 - (2) 受注者は、第5条第3項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面又は電子メールで提出するものとする。
 - (3) 受注者は、第5条第4項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面又は電子メールにより発注者に報告するものとする。
 - (4) 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
 - (5) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(経費の負担)

第7条 対象工事にあつては、別紙3、別紙3-1及び別紙3-2に掲げる現場閉所の月単位(港

湾工事においては、現場閉所の通期)補正を行ったうえで発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、月単位若しくは通期の現場閉所率が28.5%に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

(1) 週休2日制モデル工事(通期)

対象期間の現場閉所率を確認し、28.5%に満たないものは、経費等の補正を行わない。

(2) 週休2日制モデル工事(月単位)

ア 対象期間において、全ての月で現場閉所率を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。

ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所率を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

3 港湾工事については、前項(1)週休2日制モデル工事(通期)のみ適用するものとし、補正係数は、別紙3-1(港湾工事)のとおりとする。

4 下水道工事については、補正係数は別紙3-2(下水道工事)のとおりとする。

5 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(アンケート調査等)

第8条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第9条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月15日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年10月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以後に積算し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領における「週休2日制モデル工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

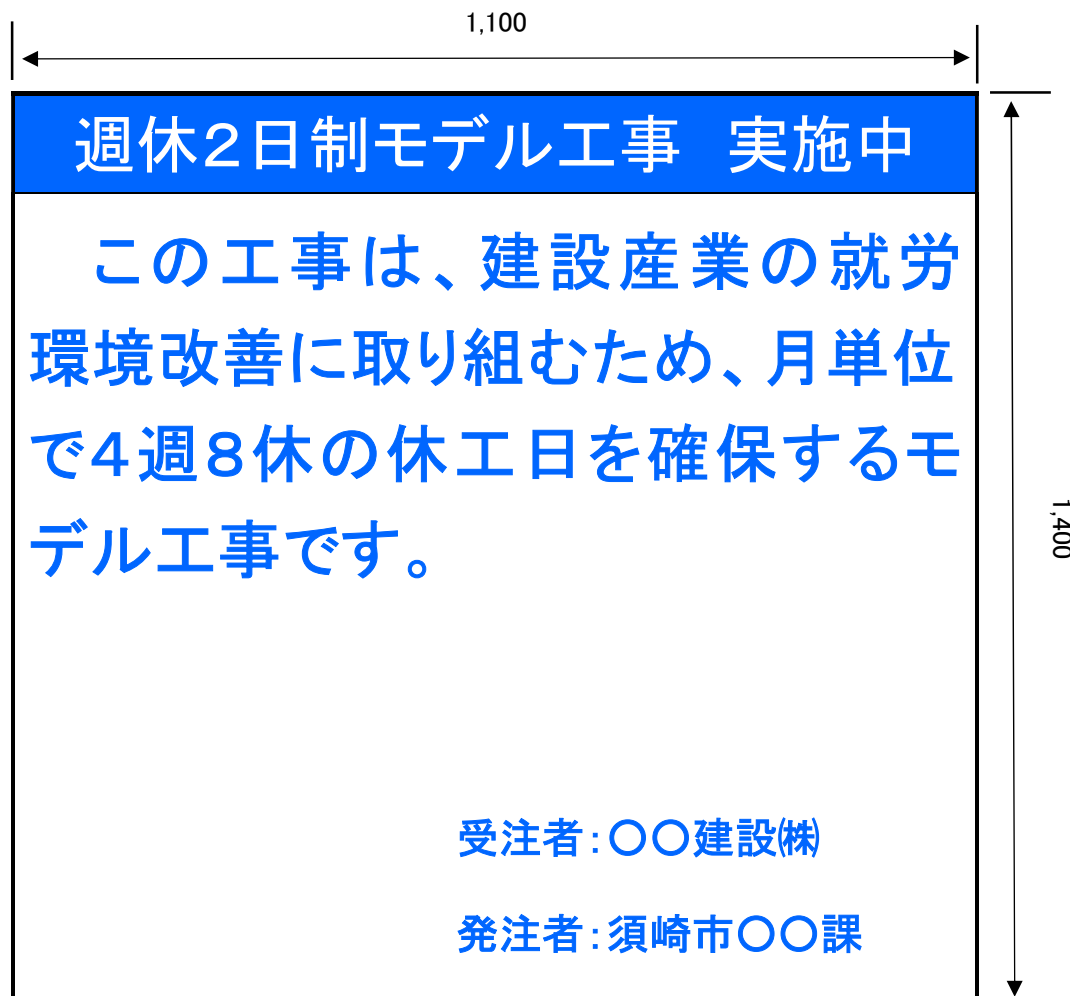
須崎市ホームページ:須崎市における「週休2日制モデル工事」の試行について

(<https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=4949>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、月単位若しくは通期の現場閉所率が28.5%に満たない場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

※港湾工事については、通期の週休2日制工事の対象として発注することから、（月単位）を（通期）に替えること。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(土木工事)			現場閉所	
			通期	月単位
労務費※1			1. 02	1. 04
機械経費(賃料)			1. 02	1. 02
共通仮設費			1. 02	1. 03
現場管理費			1. 03	1. 05
市場単価 土木工事標準積算基準	鉄筋工		1. 02	1. 04
	ガス圧接工		1. 02	1. 03
	インターロッキングブロック工	設置	1. 01	1. 01
		撤去	1. 02	1. 04
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1. 00	1. 01
		撤去	1. 02	1. 04
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 00	1. 01
		撤去	1. 02	1. 04
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 02	1. 04
		撤去	1. 02	1. 04
	防護柵設置工(落石防護柵)		1. 01	1. 01
	防護柵設置工(落石防止網)		1. 01	1. 02
	道路標識設置工	設置	1. 00	1. 01
		撤去・移設	1. 02	1. 03
	道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
		撤去	1. 02	1. 04
	法面工		1. 01	1. 02
	吹付砕工		1. 01	1. 03
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1. 02	1. 03
	道路植栽工	植樹	1. 02	1. 04
		剪定	1. 02	1. 04
	公園植栽工		1. 02	1. 04
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 02
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 04

(土木工事)			現場閉所	
			通期	月単位
土木工事標準単価	橋面防水工		1. 01	1. 01
	薄層カラー舗装工		1. 00	1. 01
	グルーピング工		1. 00	1. 01
	軟弱地盤処理工		1. 01	1. 02
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 01	1. 01
	区画線工		1. 02	1. 04
	高視認性区画線工		1. 02	1. 04
	橋梁塗装工		1. 01	1. 03
	構造物とりこ わし工	機械	1. 02	1. 03
		人力	1. 02	1. 04
	コンクリートブロック積工		1. 02	1. 04
	排水構造物工		1. 02	1. 04
	鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 04
	表面被覆工 (コンクリート保 護塗装)	固定足場	1. 01	1. 02
		高所作業車	1. 01	1. 02
	表面含侵工	固定足場	1. 02	1. 04
		高所作業車	1. 02	1. 04
	連続繊維シー ト補強工	固定足場	1. 02	1. 04
		高所作業車	1. 02	1. 04
	剥落防止工 (アラミドメッシ ュ)	固定足場	1. 02	1. 04
		高所作業車	1. 02	1. 04
	漏水対策材設 置工	固定足場	1. 02	1. 04
		高所作業車	1. 02	1. 04
	防草シート設置工		1. 01	1. 03
	紫外線硬化型 FRP シート設置 工(ポリエステル 樹脂)	固定足場	1. 01	1. 02
		高所作業車	1. 01	1. 01
	塗膜除去工		1. 02	1. 04
	バキュームブラスト工		1. 01	1. 01
	道路反射鏡設 置工	設置	1. 00	1. 01
		撤去	1. 02	1. 04
	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1. 02	1. 04
	機械式継手工		1. 02	1. 04

(土木工事)		現場閉所	
		通期	月単位
	抵抗板付鋼製基礎工	1. 02	1. 03
	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1. 01	1. 01
	FR 製格子状パネル設置工	1. 00	1. 00
	浸食防止用植生マット工(養生マット工)	1. 02	1. 04
	支承金属容射工	1. 02	1. 04
	耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置	1. 02	1. 03

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。

補正の対象外となる経費は高知県の土木工事標準積算基準書(橋梁工)、高知県の土木工事標準積算基準書(電気通信編)、高知県の土木工事標準積算基準書(機械編)並びに港湾請負工事積算基準における工場製作で使用する労務費(橋りょう塗装工、鋼橋製作工、機械設備製作工、船舶製作工)及び機械経費とする。

また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上 :現場閉所率28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

※休日率は、施工体制台帳上に記載の必要がない場合(建設工事の請負契約に該当しない等)、経費の補正対象でない場合、現場施工が7日未満の場合等は、算出の対象としない。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(港湾工事)			現場閉所
			通期
労務費※1			1.04
機械経費(賃料)			1.02
共通仮設費			1.03
現場管理費			1.05
市場単価 港湾請負工事積算基準	底面工		1.03
	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.00
	支保工		1.04
	足場工		1.02
	鉄筋工		1.04
	吊鉄筋工		1.04
	型枠工		1.03
	コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
		ポンプ車打設以外	1.04
	止水版工		1.04
	上蓋工		1.04
	伸縮目地工		1.02
	係船柱取付		1.04
	防舷材取付		1.04
	車止・縁金物取付		1.04
	係船柱撤去		1.04
	防舷材撤去		1.04
	車止撤去		1.04
	電気防食取付		1.04
	防砂目地板取付工(陸上施工)		1.04
	防砂目地板取付工(水中施工)		1.03
	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.03
	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.03
	ペトロラタム被覆		1.04

(港湾工事)		現場閉所
		通期
	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1. 04
	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1. 04
	かき落とし工	1. 04
	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1. 03
	汚濁防止枠設置・撤去	1. 02
	灯浮標設置・撤去	1. 03
	汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検
		海上目視点検作業船なし
	異形ブロック製作	型枠工
		コンクリート打設工
		給熱養生

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。

補正の対象外となる経費は高知県の土木工事標準積算基準書(橋梁工)、高知県の土木工事標準積算基準書(電気通信編)、高知県の土木工事標準積算基準書(機械編)並びに港湾請負工事積算基準における工場製作で使用する労務費(橋りょう塗装工、鋼橋製作工、機械設備製作工、船舶製作工)及び機械経費とする。

また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上 :現場閉所率28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。
現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100(%)
※小数点第2位を切り捨てる。
※対象期間は要領第3条による。
※休日率は、施工体制台帳上に記載の必要がない場合(建設工事の請負契約に該当しない等)、経費の補正対象でない場合、現場施工が7日未満の場合等は、算出の対象としない。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(下水道工事)			現場閉所	
			通期	月単位
労務費※1			1.02	1.04
機械経費(賃料)			1.02	1.02
共通仮設費			1.02	1.03
現場管理費			1.03	1.05
歩掛表	市場単価	硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.02
		リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.02
	砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
		機械施工	1.02	1.04
	砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04
		機械施工	1.02	1.04
	下水道用設計標準	組立マンホール設置工	1.02	1.03
		小型マンホール工	1.00	1.01
		取付管および ます設置工	1.00	1.01
		取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。

補正の対象外となる経費は高知県の土木工事標準積算基準書(橋梁工)、高知県の土木工事標準積算基準書(電気通信編)、高知県の土木工事標準積算基準書(機械編)並びに港湾請負工事積算基準における工場製作で使用する労務費(橋りょう塗装工、鋼橋製作工、機械設備製作工、船舶製作工)及び機械経費とする。

また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上 : 現場閉所率28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

※休日率は、施工体制台帳上に記載の必要がない場合(建設工事の請負契約に該当しない等)、経費の補正対象でない場合、現場施工が7日未満の場合等は、算出の対象としない。

【参考：公共工事設計労務単価（51職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水土	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員 A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員 B